

発議案第31号

虚偽の陳述に対する告発について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月28日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	緑川利行	印
	同	大塚裕介	印
	同	小澤宏司	印
	同	木下映実	印
	同	菅野文男	印
	同	西村幸吉	印
	同	林隆文	印
	同	堀口明子	印
	同	山口勇	印

提案理由

地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された「秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会」で実施した証人尋問においてなされた秋葉就一氏の証言に虚偽である箇所が認められたことから、同条第9項に基づき千葉地方検察庁に告発する。

これが、本案を提出する理由である。

虚偽の陳述に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

(1) 告発人

八千代市議会議長 嵐 芳 隆

(2) 被告発人

秋 葉 就 一

2 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第7項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

本市議会は、平成27年10月7日に開催された臨時会において「秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会」に、地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任し、本件調査のため同項の規定により被告発人を関係人として、平成27年11月24日及び平成28年2月12日に証人尋問を行った。

平成27年11月24日の証人尋問の際、当初の部長会議の会議録が9ページから4ページに変えられる過程において、具体的に削除個所を示したという事実について「ありません」「違う、違う。ありません。そういう指示をしたことはありません。」と証言した。

秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会の委員会は、調査を通して平成26年10月1日の部長会議の会議録を、情報開示請求を受けた後に9ページから4ページに変更したことについて改ざんと結論づけた。これは、4ページに短縮された同会議の会議録は、同会議で議題となっていた事業仕分けの実施に対し部局長の反対があったことがわからなくなっており、事業仕分けを重要施策としていた被告発人にとって都合の良いものとなっているからである。

上記のように同会議録の9ページから4ページへの短縮については、改ざんと判断されているところ、同会議の会議録の短縮作業については、同委員会の調査により、関係職員が被告発人の指示として行ったこと、及び、被告発人が職員に対し行った、9ページであった同会議の会議録は長過ぎないかとの発言がきっかけであることが判明し、さらに、職員の証言により被告発人が会議録について、1行、2行を消したり、削除範囲を囲ってバツテンを記したりして具体的に削除個所を指示したり、メールによる指示により修正や削除個所を具体的に指示していることなどが判明したことから、被告発人が同会議の会議録を9ページから4ページに短縮する際に具体的に削除個所を指示し、被告発人が主導的役割を果たしたことは明らかである。

よって、上記被告発人の証言は、虚偽の陳述をしたものである。